

規制の事前評価書要旨

法律又は政令の名称	年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律による改正後の確定拠出年金法第27条第2項
規制の名称	企業型年金加入者が拠出可能な個人型確定拠出年金の掛金拠出可能額(見込み)等の表示義務
規制の区分	新設
担当部局	年金局企業年金・個人年金課
評価実施時期	令和2年2月
規制の目的、内容及び必要性	<p>【規制の目的】 規約の定めや事業主掛金の上限の引下げがなくても、全体の拠出限度額から事業主掛金を控除した残余の範囲内で、個人型DC(月額2.0万円以内)に加入できるように改善を図ることを予定しており、当該改善に伴い、企業型DCにおいて拠出された掛金に応じて個人型DCの拠出可能な掛金額が変動するため、企業型DCの加入者が個人型DCの拠出可能な掛金を把握できるようにする。</p> <p>【規制の内容】 企業型DCの掛金を把握している企業型記録関連運営管理機関等に対して、個人型DCの掛金拠出可能額(見込み)等を企業型DC加入者等に表示する義務を設けることとする。</p> <p>【規制の必要性】 特に高齢者の就業が進み、これまでよりも長い期間にわたり人々が就労することが見込まれる中、より多くの企業・個人が制度を利用できるよう、制度面・手続面の改善を図ることが求められており、現在、個人型DCの加入の障害となっている仕組みを改善し、これに伴い、掛金の拠出可能な額を把握するため、企業型記録関連運営管理機関等に対して義務を課すことが妥当である。</p>
直接的な費用の把握	遵守費用として、企業型記録関連運営管理機関等において、企業型DC加入者等に対して、個人型DCの掛金拠出可能額(見込み)等を表示するために必要なシステム改修等の費用が生じる。
直接的な効果(便益)の把握	企業型DCの加入者が個人型DCの拠出可能な掛金の見込みを把握することができるようになり、企業型DC加入者の個人型DCへの加入や、個人型DCの拠出可能額を踏まえて掛金の拠出を行うことに資する。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	副次的影響及び波及的影響は想定されない。
費用と効果(便益)の把握	義務を設けることによって、企業型記録関連運営管理機関等においてシステム開発等の費用が発生するものの、企業型DC加入者が個人型DCに拠出可能な掛金の見込みを把握することができるようになり、個人型DCの拠出可能額を踏まえた掛金の拠出を行うことができるものであり、より利用しやすい制度とすることで、制度の普及につながるため、この便益は費用を上回っており、必要な規制であると考えられる。

<p>代替案との比較</p>	<p>代替案として、個人型DCの掛金拠出可能額(見込み)等の表示について、努力義務とすることが想定される。この場合、企業型記録関連運営管理機関等の負担が軽減される一方で、個人型DCの掛金拠出可能額(見込み)等の表示が十分に実施されずとは限らないことから、規約の定めや事業主掛金の上限の引下げがなくても、全体の拠出限度額から事業主掛金を控除した残余の範囲内で、個人型DCに加入できるように改善したとしても、企業型DC加入者が個人型DCの掛金拠出可能額についての情報が得られないため、個人型DCへの加入がしづらく、企業型DC加入者の個人型DC加入要件の緩和という制度改革の趣旨が実現されないおそれがあり、費用が便益を上回ることも想定される。従って、代替案と比較すると、新設案の方が望ましいと考えられる。</p>
<p>その他の関連事項</p>	
<p>事後評価の実施時期等</p>	<p>施行後5年を目途として、規制の施行状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認める時は、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>